

令和 7 年 6 月 3 日 議決・専決

令和 7 年 6 月 4 日施行

令和 7 年 6 月 4 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 19 号

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 4 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第19号

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年  
佐用町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項報酬の額（単位：円）の欄中「10,800」を「12,200」に改め、同  
表投票管理者の項報酬の額（単位：円）の欄中「12,800」を「14,500」に改め、同  
表選挙管理委員開票立会人の項報酬の額（単位：円）の欄中「8,900」を  
「10,100」に改め、同表開票管理者の項報酬の額（単位：円）の欄中「10,800」を  
「12,200」に改め、同表投票立会人の項報酬の額（単位：円）の欄中「10,900」を  
「12,400」に改め、同表開票立会人の項報酬の額（単位：円）の欄及び同表選挙立  
会人の項報酬の額（単位：円）の欄中「8,900」を「10,100」に改め、同表期日前  
投票管理者の項報酬の額（単位：円）の欄中「11,300」を「12,800」に改め、同表  
期日前投票立会人の項報酬の額（単位：円）の欄中「9,600」を「10,900」に改め  
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。